

令和7年度

八 戸 市

中小企業者のための融資制度等のご案内

八戸市では、低利で使いやすい融資制度をはじめ、市内の中小企業者の皆様にお使いいただける制度を多数設けています。

安定した経営のためにも、ぜひ各種制度をご利用ください！

用途別おすすめメニュー案内

幅広く使える資金を借りたい

- ・ 中小企業小口特別保証制度
- ・ 小口零細企業保証制度
- ・ 事業活性化資金特別保証制度

P5

設備投資の資金を借りたい

- ・ 商工業設備投資資金特別保証制度
- ・ 「青森新時代」への架け橋資金
(DX・生産性向上、GX、労働力確保
(賃上げ)・仕事と子育ての両立、
物流の2024問題の解決)

P6

P7

創業・事業承継の資金を借りたい

- ・ 「青森新時代」への架け橋資金
(創業・事業承継枠)

P7

経営が苦しいので運転資金を借りたい

- ・ 経営安定化サポート資金(経営安定枠)

P7

勤労者向けの融資制度を知りたい

- ・ 勤労者厚生資金

P6

融資以外の補助・助成制度を知りたい

- ・ マル経融資・創業融資利子補給制度
- ・ 中小企業者向け補助・助成制度
- ・ 雇用奨励金制度
- ・ その他の助成制度
- ・ お知らせ

P9

P10

P11

目 次

1. 八戸市融資制度

・各融資制度 取扱金融機関	・ ・ ・ ・ ・	P2
・対象となる中小企業者	}	・ ・ ・ ・ ・ P3
・信用保証料について		
・(1) 中小企業小口特別保証制度	}	・ ・ ・ ・ ・ P5
・(2) 小口零細企業保証制度		
・(3) 事業活性化資金特別保証制度		
・(4) 商工業設備投資資金特別保証制度	}	・ ・ ・ ・ ・ P6
・(5) 中小企業振興資金		
・(6) 勤労者厚生資金		
・(7) 「青森県・八戸市」連携融資制度	・ ・ ・ ・ ・	P7

2. その他の支援制度

・(1) マル経融資・創業融資利子補給制度	}	・ ・ ・ ・ ・ P9
・(2) 中小企業者向け補助・助成制度		
・(3) 雇用奨励金制度	・ ・ ・ ・ ・	P10
・(4) その他の助成制度	}	・ ・ ・ ・ ・ P11
・お知らせ		

1. 八戸市融資制度

各融資制度 取扱金融機関

◆各融資制度のお申込みは、以下の金融機関の各支店でお受けしています。

金融機関 \ 制度名	(1) 中小企業小口特別保証制度	(2) 小口零細企業保証制度	(3) 事業活性化資金	(4) 商工業設備投資資金	(5) 中小企業振興資金	(6) 勤労者厚生資金	(7) 「青森県・八戸市」連携融資制度
	P5			P6		P7-8	
青森みちのく銀行 【八戸支店 TEL:43-0111】	●	●	●	●			●
青い森信用金庫 【本店 TEL:44-3321】	●	●	●	●			●
岩手銀行 【八戸営業部 TEL:43-4151】	●	●	●	●			●
東北銀行 【八戸支店 TEL:22-6111】	●	●	●	●			●
北日本銀行 【八戸支店 TEL:43-3161】	●	●	●	●			●
秋田銀行 【八戸支店 TEL:43-5121】	●	●	●	●			●
青森県信用組合 【八戸支店 TEL:43-0611】	●	●	●	●			●
商工組合中央金庫 【八戸支店 TEL:45-8811】	●	●	●	●	●		●
東北労働金庫 【八戸支店 TEL:22-8221】						●	

◆各融資制度について、以下の場所でもご相談いただけます。

■青森県信用保証協会八戸支所…TEL: 24-6181
 ■八戸商工会議所……………TEL: 43-5111
 ■南郷商工会……………TEL: 82-2348

■八戸市 商工課……………TEL: 43-9242
 ■八戸市 産業労政課…TEL: 43-9038

◆「(6) 勤労者厚生資金」については産業労政課へ、他の融資制度については商工課へお問い合わせください。

◆市のホームページにも各融資制度の概要を掲載しています。

<市ホームページアドレス> <https://www.city.hachinohe.aomori.jp>



対象となる中小企業者

- ・個人にあつては市内に住所を有する者、法人にあつては原則として市内に本店登記をしている者
- ・市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がない者

(当市の融資制度は、一部を除き、原則として既存借入金の返済には利用できません。)

- ◆以下の要件を満たす必要があります。(中小企業信用保険法第2条第1項第1号)

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下

※資本金又は従業員数のいずれか一方を満たせば対象となります。個人事業主の場合、資本金は関係ありません。

- ◆政令特例業種の場合は、以下の要件を満たす必要があります。(中小企業信用保険法第2条第1項第2号)

業 種	資 本 金	常時雇用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※資本金又は従業員数のいずれか一方を満たせば対象となります。

※ゴム製品製造業については、自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

- ◆医療法人の場合は、従業員 300 人以下である必要があります。(中小企業信用保険法第2条第1項第5号)

- ◆特定非営利活動法人の場合は、以下の要件を満たす必要があります。(中小企業信用保険法第2条第1項第6号)

業 種	従 業 員 数
製 造 業	300人以下
卸売業・サービス業	100人以下
小 売 業	50人以下

※特定非営利活動法人は、市独自の融資制度のうち、(1)、(3)及び(4)をご利用いただけます。

八戸市では市融資制度をご利用される皆様の信用保証料補助を実施しています。

～ケース1～ 株式会社△△の場合

- | | | | |
|-------|---------------------|----------|--|
| ●利用制度 | 八戸市中小企業小口特別保証制度 | ●貸 付 金 額 | 1,000 万円 |
| ●融資期間 | 7 年 (84 か月) ※据置期間無し | ●信用保証料率 | 1.15% |
| ●返済方法 | 均等分割返済 | ●分 割 係 数 | 0.55 ※分割係数とは、分割返済により返済の進捗を考慮した係数のことです。 |

【信用保証料の試算】

貸付金額 × 信用保証料率 × 保証期間 (月数) / 12 × 分割係数
 1,000 万円 × 1.15% × 84 / 12 × 0.55 = 442,750 円

株式会社△△が支払う信用保証料 **442,750 円 ⇒ 0 円 (八戸市が補助)**

※上記のケースはあくまで参考例です。

信用保証料について

各融資制度のうち、(1)～(4)及び(7)をご利用の場合は、青森県信用保証協会の保証が必要です。
信用保証料率等は以下のとおりです。

※(7)の信用保証料率等については、青森県にお問い合わせください。

◆無担保保険(一般関係)又は普通保険(一般関係)をご利用の場合

財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じ、下表の区分の料率を適用する。

ただし、以下のいずれかに該当する場合は区分⑤の料率を適用する。

- ・個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって、貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ・事業開始後最初の事業年度の決算における、貸借対照表及び損益計算書がないもの
- ・同一の事業を営む複数の者であって、金融機関からの借入に係る連帯債務を負担するもの

融資制度	区分①	区分②	区分③	区分④	区分⑤	区分⑥	区分⑦	区分⑧	区分⑨
(1)、(3)及び(4)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(2)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
割引適用	1. 責任共有保証料率が適用される保証（一括支払契約保証制度を除く）において、会計参与設置会社は0.1%割引する。 2. 原則として担保保全率が100%以上の場合は0.1%割引する。ただし、保証料補給がある場合は補給割合にかかわらず担保割引は適用しない。								

- ・(1)、(3)及び(4)の信用保証料率については、中小企業信用保険法に規定するセーフティネット保証1号～4号及び6号の認定事業者は年0.95%、同5号、7号及び8号の認定事業者は年0.86%にするなど、特例保証等に該当する場合、青森県信用保証協会所定の信用保証料率を適用する（割引適用は1.に該当する場合のみ）。
- ・(2)の信用保証料率については、中小企業信用保険法に規定するセーフティネット保証1号～8号の認定事業者は年0.95%にするなど、特例保証等に該当する場合、青森県信用保証協会所定の信用保証料率を適用する（割引適用は1.に該当する場合のみ）。
- ・青森県信用保証協会が別に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」に基づき、信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとするを選択する場合には、所定の信用保証料率に0.25%又は0.45%を上乗せした信用保証料率とする。

◆保証人及び担保

保証人：法人代表者を除き原則徴求しない。担保：必要に応じて徴求する（ただし、「小口零細企業保証制度」は原則無担保）。

(1) 中小企業小口特別保証制度

対象：市内に主たる事業所を有し、かつ市税の滞納がない中小企業者

(個人にあつては市内に住所を有する者、法人にあつては原則として市内に本店登記をしている者)

- 融 資 額 1,250 万円以内
- 融 資 利 率 1.9%以内
- 資 金 使 途 運転資金又は設備資金 (市内において設備投資するものに限る。)
- 返 済 方 法 割賦又は一括返済
- 融 資 期 間 7 年 (据置 6 か月) 以内
- 申 込 先 取扱金融機関
- 保証人・担保 (保証人) 原則として法人代表者を除き徴求しない。
(担 保) 必要に応じて徴求する。
- 信用保証料 市が全額補助する。

(2) 小口零細企業保証制度

対象：市内に主たる事業所を有し、かつ市税の滞納がない中小企業者のうち、次のいずれかの要件を満たすもの

(個人にあつては市内に住所を有する者、法人にあつては原則として市内に本店登記をしている者)

- ① 常時使用する従業員の数が 20 人以下 (商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業は 20 人以下) は 5 人以下) のもの (下記②を除く。)
- ② 常時使用する従業員の数とその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業 (中小企業信用保険法施行令第 1 条に定める業種に属する事業) を行うもの
- ③ 事業協同小組合で、特定事業を行うもの又はその組合員の 3 分の 2 以上が特定事業を行う者であるもの
- ④ 特定事業を行う企業組合で、その事業に従事する組合員の数 20 人以下のもの
- ⑤ 特定事業を行う協業組合で、常時使用する従業員の数 20 人以下のもの
- ⑥ 医業を主たる事業とする法人で、常時使用する従業員の数 20 人以下のもの (上記①～⑤を除く。)

- 融 資 額 1,250 万円以内
- 融 資 利 率 1.8%以内
- (既存の保証付き融資残高との合計で 2,000 万円の範囲内となる新規保証に限る。)
- 返 済 方 法 割賦又は一括返済
- 資 金 使 途 運転資金又は設備資金 (市内において設備投資するものに限る。)
- 申 込 先 取扱金融機関
- 融 資 期 間 7 年 (据置 6 か月) 以内
- 保証人・担保 (保証人) 原則として法人代表者を除き徴求しない。
(担 保) 原則として徴求しない。
- 信用保証料 市が全額補助する。

(3) 事業活性化資金特別保証制度

対象：市内に主たる事業所を有し、かつ市税の滞納がない中小企業者

(個人にあつては市内に住所を有する者、法人にあつては原則として市内に本店登記をしている者)

- 融 資 額 2,000 万円以内
- 融 資 利 率 2.2%以内
- 資 金 使 途 運転資金又は設備資金 (市内において設備投資するものに限る。)
- 返 済 方 法 割賦又は一括返済
- 融 資 期 間 10 年 (据置 6 か月) 以内
- 申 込 先 取扱金融機関
- 保証人・担保 (保証人) 原則として法人代表者を除き徴求しない。
(担 保) 必要に応じて徴求する。
- 信用保証料 0.45%～ 1.90%

(4) 商工業設備投資資金特別保証制度

対象：市内に主たる事業所を有し、かつ市税の滞納がない中小企業者のうち、市内で3年以上同一事業を継続して経営しているもの

(個人にあっては市内に住所を有する者、法人にあっては原則として市内に本店登記をしている者)

- 融 資 額 (一般枠) 5,000 万円以内
(中心市街地活性化枠) 1 億円以内
- 融 資 利 率 (一般枠) 2.0%以内
(中心市街地活性化枠) 1.5%以内
- 資 金 使 途 設備資金 (市内において設備投資するものに限る。)
- 返 済 方 法 割賦又は一括返済
- 融 資 期 間 10 年 (据置 1 年) 以内
- 申 込 先 取扱金融機関
- 保証人・担保 (保証人) 原則として法人代表者を除き徴求しない。
(担 保) 必要に応じて徴求する。
- 信用保証料 市が全額補助する。

※中心市街地活性化枠とは、令和6年3月に国から認定された「第4期八戸市中心市街地活性化基本計画」に定める中心市街地区域内で行われる事業です。詳しい区域については、ホームページをご覧ください。市商工課へお問い合わせください。



(5) 中小企業振興資金

対象：市内に主たる事業所を有し、かつ市税の滞納がない中小企業協同組合等の組合及びその組合員

- 融 資 額 (組合) 原則 1 億 5,000 万円以内 / (組合員) 原則 5,000 万円以内
- 融 資 利 率 商工中金の所定利率
- 資 金 使 途 運転資金又は設備資金 (市内において設備投資するものに限る。)
- 返 済 方 法 割賦返済
- 融 資 期 間 【運転資金】 8 年 (据置 2 年) 以内 / 【設備資金】 15 年 (据置 2 年) 以内
- 保証人・担保 商工中金の定めによる。
- 申 込 先 商工組合中央金庫八戸支店 (TEL : 0178-45-8811)

(6) 勤労者厚生資金

対象：申込時年齢が満 18 歳以上、最終返済時年齢が満 81 歳未満で、同一の勤務先に 1 か月 (自営業者は 3 年) 以上勤務している者のうち、安定・継続した収入が年間 150 万円以上あり、かつ東北労働金庫の指定する信用基金協会の保証を受けられるもの

- 融 資 額 資金使途に応じて、300 万円以内
- 融 資 利 率 資金使途に応じて、1.25%以内～ 2.75%以内の間で変動
- 資 金 使 途 生活資金、教育資金、福祉資金、自動車資金、移住定住支援資金又は空き家対策支援資金
- 融 資 期 間 資金使途に応じて、15 年以内
- 保 証 人 原則として徴求しない。
- 申 込 先 東北労働金庫八戸支店 (TEL : 0178-22-8221)

※「勤労者厚生資金」のお問合せは、市産業労政課へ。

※信用保証料補助について…事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の 0.25%又は 0.45%に相当する額は補助対象外

(7)「青森県・八戸市」連携融資制度

市では、県が実施する融資制度のうち、以下のメニューを利用した方を対象に、信用保証料の補助を行います。
各メニューに共通する補助の要件は、以下のとおりです。

- ① 中小企業者であって、個人にあつては市内に住所を有する者、法人にあつては原則として市内に本店登記をしている者
- ② 市税の滞納がない者

制度名		補助対象者
「青森新時代」への架け橋資金	創業	青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱（以下、「青森県要綱」という。）2(1)①又は②に該当する融資を受けた者のうち、市外に事業所を有さず、かつ市内で創業する（又は創業後5年未満の）もの
	空き店舗活用 チャレンジ融資	青森県要綱2(2)に該当する融資を受けた者のうち、市内に主たる事業所を有しており、かつ八戸商店街連絡協議会に属している商店会等の区域内の空き店舗（※）で開業するもの（市の認定が必要） ※かつて小売業者等の店舗であったが、空き家・空き地等となってから3か月以上経過しているものが対象。
	D X ・生産性向上	青森県要綱2(4)②に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいるもの
	G X	青森県要綱2(4)③に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいるもの
	労働力確保（賃上げ）・ 仕事と子育ての両立	青森県要綱2(4)⑤に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいるもの
	物流の2024問題の解決	青森県要綱2(4)⑥に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいるもの
	県重点推進分野	青森県要綱2(4)⑦に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいるもの
	事業承継枠	青森県要綱2(5)④に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいるもの
経営安定化サポート資金 【経営安定枠】		青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(2)①に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいるもの

青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱抜粋

2 融資対象

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業者として創業する者を含む。）で、次のいずれかに該当する事業を行うもの

(1)	県内で中小企業者として創業する（創業後5年未満の中小企業者を含む。）事業
①	スタートアップ創出枠（スタートアップ創出促進保証によるものに限る。）
②	創業枠（スタートアップ創出促進保証以外の保証によるものに限る。）
(2)	空き店舗活用による地域商店街活性化への取組（市町村の認定を受けたもの。）
(4)②	D X ・生産性向上を図る事業
(4)③	G X を推進する取組

※事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の 0.25%又は 0.45%に相当する額は補助対象外

※お申込みは、取扱金融機関へお願いいたします。

※青森県特別保証融資制度の詳しい内容については、県ホームページでご確認ください。



<県ホームページアドレス>

<https://www.pref.aomori.lg.jp/> 『青森県』『融資制度』で検索

補助対象融資額	補助対象融資期間	補助内容
1,000 万円以内	10 年（据置 1 年）以内	信用保証料を市と県が協調して全額補助（市 7 割：県 3 割）する。 ※青森県要綱(1) ①に該当する融資に関し、補助対象となる信用保証料は、0.2%を差し引いた信用保証料率の分に限る。
1 億円以内	【運転資金】 10 年（据置 2 年）以内 【設備資金】 15 年（据置 3 年）以内	信用保証料を市が 7 割補助する。
1,000 万円以内	10 年（据置 1 年）以内	信用保証料を市と県が協調して全額補助する。
2,000 万円以内 （運転資金のみ）	7 年（据置 6 か月）以内	信用保証料を市が全額補助する。

(4) ⑤	労働力確保（賃上げ）・仕事と子育ての両立に資する取組
(4) ⑥	物流の 2024 年問題の解決への取組
(4) ⑦	上記（①～⑥）以外で県の推進する戦略等に基づく重点推進分野に属する事業
(5) ④	事業承継特別保証を利用し、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けたもの

青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱抜粋

2 融資対象	
県内に事業所を有し、原則として 1 年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかに該当するもの。	
(2) ①	最近 3 か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益が、過去 3 か年のいずれかの年の同時期と比較して 10%以上減少しているもの

2. その他の支援制度

(1) マル経融資・創業融資利子補給制度

市では、日本政策金融公庫の融資を受けた方に対し、交付要件を満たす場合は利子補給を実施します。

① 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に対する利子補給 【問合せ先】 商工課（TEL：0178-43-9242）	
●対象者	八戸商工会議所又は南郷商工会の推薦を受け、日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金（以下「マル経融資」）を受けた者 ※市からの利子補給対象期間中に借入したマル経融資、及び市から利子補給を受けたマル経融資を完済した後に、1年間の間に借入したマル経融資を除く
●利子補給	マル経融資を借入した方が支払う利子のうち、1.0%相当額を上限に市が3年間分の利子を補給
② 創業に係る融資に対する利子補給 【問合せ先】 商工課（TEL：0178-43-9242）	
●対象者	日本政策金融公庫から創業に係る融資を受けた者で、市内で新たに創業する者、または創業後1年未満の者
●利子補給	創業に係る融資を借入した方が支払う利子のうち、1.0%相当額を上限に市が3年間分の利子を補給

(2) 中小企業者向け補助・助成制度

市では、中小企業者・中小企業団体（事業協同組合等）を対象に、予算の範囲内で補助金・助成金を交付しています。

① 計画経営導入促進事業 補助金 【問合せ先】 商工課（TEL：0178-43-9242）	
●助成対象者	市内の中小企業者
●助成対象事業	計画経営（「管理会計」、「事業計画」、「PDCA サイクル」などの経営管理ノウハウ）の導入及び定着を目指し、中小企業基盤整備機構から専門家派遣（ハンズオン支援）を受ける事業
●助成対象経費	計画経営導入及び定着のために受けたハンズオン支援に要する経費
●補助率	1/2
●助成上限額	15万円
② 共同施設設置事業 に対する助成 【問合せ先】 商工課（TEL：0178-43-9242）	
●助成対象者	市内の中小企業団体
●助成対象事業	次の要件を全て満たす事業 (1) 事業の共同化のために団体構成員が共同で利用する施設（共同生産・加工工場、共同検査場、共同販売店舗、共同保管倉庫、共同配送センター等）又は一般公衆の利便性を図る商店街関連施設（街路灯、アーケード、休憩所等）の設置・整備を行うものであること (2) 施設の設置・整備に要する経費が1,000万円以上のものであること (3) 県から高度化資金の貸付を受けずに実施するものであること
●助成対象経費	建物費、機械装置費、システム費等
●助成率	1/10（別途定める要件を満たす場合、最大3/10まで引上げ）
●助成上限額	3,000万円
③ 働きやすい職場環境整備事業 に対する助成 【問合せ先】 商工課（TEL：0178-43-9242）	
●助成対象者	市内の中小企業者又は中小企業団体
●助成対象事業	人材の確保・定着のため、職場環境の改善又は福利厚生充実に関する事業で、市の認定を受けたもの
●助成対象経費	建物費、建物改修費等
●助成率	3/10（別途定める要件を満たす場合、最大1/2まで引上げ）
●助成上限額	500万円
●申請・事業認定	公募期間内に事業認定申請書を提出 ⇒ 選考会審査を経て、事業認定の可否を決定

④ 課題解決モデル企業の生産性向上に資する取組 に対する助成 【問合せ先】 商工課 (TEL : 0178-43-9242)	
●助成対象者	市内の中小企業者又は中小企業団体のうち、賃上げや働きやすい職場環境づくり等の課題に総合的に取り組むもの (→課題解決モデル企業)
●助成対象事業	「課題解決モデル企業」が行う生産性 (企業付加価値・労働生産性) の向上に資する取組 (事業費 1,000 万円以上) で、市の事業認定を受けたもの
●助成対象経費	建物費、機械装置費、システム費 等
●助成金額	500 万円 (定額)
●申請・事業認定	公募期間内に事業認定申請書を提出 ⇒ 選考会審査を経て、事業認定の可否を決定

⑤ 中小企業新技術・新製品・新サービス開発等支援事業 補助金 【問合せ先】 商工課 (TEL : 0178-43-9242)	
●助成対象者	八戸圏域内 (八戸市・三戸町・五戸町・田子町・南部町・階上町・新郷村・おいらせ町) の中小企業者
●助成対象事業	次の(1)～(3)のいずれかに該当する事業 (1) 新技術、新製品 (新商品) 又は新サービスの開発に取り組む事業 (2) 生産プロセス又は提供サービスの大幅な効率化又は高度化に取り組む事業 (3) その他自社の生産性の向上に取り組む事業
●助成対象経費	研究開発費、外部専門家経費、外注・委託費、知的財産権出願費、機械装置費 等
●助成率	1/2 又は 2/3
●助成上限率	200 万円
●申請・交付決定	公募期間内に補助金交付申請書を提出 ⇒ 選考会審査を経て、補助金の交付の可否を決定

(3) 雇用奨励金制度

市では、市内に居住する障がい者、期間満了及び企業整理等非自発的理由による離職者、卒業時に就職が決定していなかった新規高等学校卒業者を常用労働者 (週の勤務時間が 30 時間以上の方。ただし、障がい者については、週の勤務時間が 20 時間～ 30 時間の方も対象) として雇用した市内に事業所を有する雇用保険適用事業の事業者に対し、雇用奨励金を交付します。

① 八戸市障がい者雇用奨励金 【問合せ先】 産業労政課 (TEL : 0178-43-9038)	
●交付対象となる労働者	ア 身体障がい者 イ 知的障がい者 ウ 精神障がい者 ※交付対象者及び重度障がい者の区分は、国の助成金 (国の特定求職者雇用開発助成金のうち、障がい者の雇用に係る特定就職困難者コース助成金) と同一。
② 八戸市離職者雇用奨励金 【問合せ先】 産業労政課 (TEL : 0178-43-9038)	
●交付対象となる労働者	ア 契約期間満了等による離職者 (18 歳以上 64 歳以下) イ 非自発的理由による離職者 (18 歳以上 64 歳以下)
③ 八戸市新規高等学校卒業者雇用奨励金 【問合せ先】 産業労政課 (TEL : 0178-43-9038)	
●交付対象となる労働者	令和 7 年 3 月に高等学校を卒業し、かつ卒業時に就職が決まっていなかった者

各奨励金の要件・内容 (※ (3) ①～③共通)

- 交付期間 雇用した月 (障がい者雇用奨励金については、国の助成金の支給が満了した月) の翌月から最長 12 か月
※雇用後 6 か月以内の離職及び交付対象月の年次有給休暇を含む勤務日数が 15 日以下の月は対象外。
- 交付額 対象労働者 1 人につき月額 10,000 円
※重度障がい者については月額 20,000 円、短時間労働障がい者については月額 6,000 円、短時間労働重度障がい者については月額 12,000 円を交付します。
- 備考 奨励金交付対象労働者を雇用した日 (障がい者雇用奨励金については、国の助成金の支給満了日) の属する月の翌月から 6 か月以内に、受給資格決定申請書に必要書類を添付の上、申請する必要がある。

(4) その他の助成制度

市では、市内に主たる事業所を有し、かつ市税の滞納がない中小企業者等が以下の事業を行う場合、予算の範囲内で助成金を交付しています。

① 高度化事業 に対する助成		【問合せ先】 商工課 (TEL : 0178-43-9242)
●助成対象者	市内の中小企業者又は中小企業団体	
●助成対象事業	集団化事業、集積区域整備事業又は共同施設事業等、中小企業の振興に寄与する事業で、県から1,000万円以上の高度化資金の貸付を受けて行うもの	
●助成金額	県から貸付を受けた高度化資金の5/100に相当する額以内(上限1億5千万円(5年以内で分割助成))	

② 技能者育成 に対する助成		【問合せ先】 産業労政課 (TEL : 0178-43-9038)
●助成対象者	職業能力開発促進法により職業訓練の認定を受け、職業訓練を行った以下の市内の者 (1)中小企業者 (2)中小企業団体又は職業訓練法人	
●助成対象事業	認定職業訓練事業	
●助成金額	運営費の一部として、1認定職業訓練施設につき、年間70万円に職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第9条に規程する訓練課程の訓練生数に応じた額(※)を合算した額。 ※長期間の訓練課程：3,000円×訓練生数、短期間の訓練課程：1,000円×訓練生数	

お知らせ

市では、融資制度等により中小企業者の資金調達を支援しているほか、以下の事業等により企業活動の支援に取り組んでいますので、ぜひご利用ください。

○コーディネーターを派遣し、地域企業の課題解決をお手伝いします！

…専門分野に応じたコーディネーターを派遣し、企業が抱える様々な課題(生産性の向上、補助金申請、販路開拓、デジタル化等)の解決を支援します。

【問合せ先】 (株)八戸インテリジェントプラザ(TEL : 0178-21-2111)

○メルマガ登録者を募集しています！

…月に1回程度、登録いただいた方に補助金・セミナーなどの企業支援情報を配信しています。

【問合せ先】 商工課(TEL : 0178-43-9242)



(メルマガ申込)



(メルマガバックナンバー)

発行：八戸市

商工労働まちづくり部商工課

青森県八戸市内丸一丁目1番1号

TEL : 0178-43-9242 FAX : 0178-43-2146

URL : <https://www.city.hachinohe.aomori.jp>

E-Mail : shoko@city.hachinohe.aomori.jp

※八戸市の部署名等については、令和7年3月現在のものとなっています。

最新の情報は、ホームページからご確認ください。

